

社会福祉充実計画の承認申請等の手引き

1. 概要

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法の施行により、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が、事業継続に必要な財産額（控除対象財産）を上回るかを算定する必要があります。

算定の結果、これを上回る財産額（社会福祉充実残額）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を策定し、これに基づく事業を実施することとされました。

社会福祉充実計画は、社会福祉充実残額が生じる場合に、社会福祉法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」とするとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から作成するものです。

2. 社会福祉充実計画承認までの流れ

(1) 会計年度終了後、計算書類の作成とあわせて、社会福祉充実残額算定シートにより社会福祉充実残額の算定を行ってください。

(2) 社会福祉充実残額が生じた法人は、社会福祉充実計画を作成し、必要な手続を経て、計算書類及び現況報告書等の届出と同時に、社会福祉充実計画の承認を申請してください。

なお、すでに社会福祉充実計画を策定している法人で、その内容を変更する場合は、原則、計算書類及び現況報告書等の届出と同時に、当該変更について承認申請又は届出をしてください。

(3) (変更)申請してから所管庁において、原則30日以内に審査します。

所管庁での審査の結果、内容が適正と認められた場合には、(変更)申請のあった社会福祉充実計画を承認いたします。

3. 申請の時期

毎年度6月30日が届出期限である現況報告書等の提出と併せて申請してください。

計画の変更承認申請を検討しているが、上記の時期の申請では、変更後の計画に基づく社会福祉充実事業の実施前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、上記の時期に限らず申請してください（当該申請にあっては、必ず所轄庁に事前相談してください。）。

4. 提出書類 (2部(1部原本、1部写し))

(1) 社会福祉充実計画を新たに策定する場合 (別紙1「提出書類チェックリスト」のNo.18に対応)

- ① 社会福祉充実計画承認申請書(様式1)
- ② 社会福祉充実計画(様式2)
- ③ 評議員会議事録(写し)
- ④ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写し)(様式3)
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シート
- ⑥ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(2) 策定済みの社会福祉充実計画の変更承認を申請する場合 (別紙1「提出書類チェックリスト」のNo.19に対応)

- ① 社会福祉充実計画変更承認申請書(様式4)
- ② 変更後の社会福祉充実計画(様式2)
- ③ 評議員会議事録(写し)
- ④ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写し)(様式3)
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シート
- ⑥ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(3) 策定済みの社会福祉充実計画の変更を届出する場合 (別紙1「提出書類チェックリスト」のNo.20に対応)

- ① 社会福祉充実計画変更届出書(様式5)
- ② 変更後の社会福祉充実計画(様式2)
- ③ 社会福祉充実残額算定シート
- ④ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(4) 策定済みの社会福祉充実計画の変更承認申請と届出を同時にする場合 (別紙1「提出書類チェックリスト」のNo.21に対応)

- ① 社会福祉充実計画変更承認申請・届出書(様式6)
- ② 変更後の社会福祉充実計画(様式2)
- ③ 評議員会議事録(写し)
- ④ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写し)(様式3)
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シート
- ⑥ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

5. 提出先

法人の主たる事務所が所在する地域を管轄する保健福祉事務所福祉課

6. 提出書類におけるチェック事項

提出書類	チェック事項
社会福祉充実計画申請書（様式1） 社会福祉充実計画変更承認申請書（様式4） 社会福祉充実計画変更届出書（様式5） 社会福祉充実計画変更承認申請・届出書（様式6）	法人所在地は、定款に記載している事務所所在地と合致しているか。 <u>※今回の提出分から理事長の押印は不要です。</u>
社会福祉充実計画（様式2）	(1)事務処理基準及び記載要領に従って、必要な事項が記載されているか。(※) (2)実施する事業について、以下の順に検討を行い、その検討結果を記載しているか。 第1位 社会福祉事業 第2位 地域公益事業 第3位 その他公益事業 ※検討の結果、第2位順位または第3順位の事業のみを実施することは可能 (3)様式2の「1. 基本事項」の「本計画の対象期間」及び「5. 事業の詳細」の「事業の実施時期」に記載している期間の始期が、社会福祉充実計画に係る所管庁への承認申請日となっていないか。 ※所管庁による審査期間は原則30日のため、当該期間を考慮して始期を設定すること。 (4)5か年度以内に社会福祉充実残額の全額を活用する計画となっているか。 これにより難しい場合は、最大10か年度以内に社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を活用する計画となっており、計画の実施期間が5か年度を超えること又は社会福祉充実残額の全額を活用しないことについて、合理的な理由を具体的に記載しているか。 (5)地域公益事業を実施する場合は、事業実施地域の地域協議会等に意見聴取を行ったうえで、地域協議会等で示された主な意見（意見聴取を行った会議体又は団体の名称を含む。）と当該意見の反映状況を記載しているか。

(6) 事業規模及び内容、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性について、著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。

(7) 施設整備等を内容とする場合は、申請時点の行政計画（介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども子育て支援事業計画等）との関係で実現不可能な内容となっていないか。

(8) 社会福祉充実計画を変更する場合は、変更箇所を朱書きとするなど、変更前と変更後がわかるように作成されているか。

また、変更承認申請と届出を同時に行う場合は、承認申請事項と届出事項が判別できるように作成されているか。

【参考】社会福祉充実計画の変更承認・届出事項

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○新規事業を追加する場合 ○既存事業の内容について、以下のよう大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施年度の変更を行う場合 ○年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	<ul style="list-style-type: none"> ○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

評議員会議事録（写し）	<p>(1)理事長名で原本証明をしているか。</p> <p>(2)定款に従って議事録署名人が選出され、選任された者が署名又は記名押印しているか。</p> <p>(3)定足数は満たしているか。</p> <p>(4)社会福祉充実計画の（変更）承認に係る決議が行われているか。</p>
公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写し）（様式3）	<p>(1)以下の事項について、公認会計士又は税理士等への意見聴取を行い、様式3により確認書の提出を受けているか。</p> <p>ア 社会福祉充実残額の算定関係</p> <p>(ア) 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定</p> <p>(イ) 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算</p> <p>(ウ) 再取得に必要な財産の再計算</p> <p>(エ) 必要な運転資金の再計算</p> <p>(オ) 社会福祉充実残額の再計算</p> <p>イ 法人が行う社会福祉充实事業関係</p> <p>(カ) 事業費の再計算</p>
社会福祉充実残額算定シート	<p>(1)事務処理基準及び記載要領に従って、社会福祉充実残額の算定を行っているか。</p>

※ 上記表中の「事務処理基準」及び「記載要領」とは、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省関係局長連名通知）で示された「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」及び「社会福祉充実計画記載要領」を指す。

※ その他参考資料

・『社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A（vol.3）』について（平成30年1月23日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）